

平成30年7月5日

答申第794号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「国立大学法人法において、国立大学法人ならびに大学共同利用機関法人が設置するよう定められている『経営協議会』の『学外有識者』（学外委員）に、NHKの役職員が就任した事例について」として、

「① どの法人に、どういった役職員が就任したのか、

②上記 ①に該当する者の職歴（所属部署、職務内容、その期間など）をすべて知りたい。なお、就任した事例の期間は、国立大学が法人化された平成16年（2004年）4月から平成29年度末までの申請受理分」

に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対して、NHKは、

① に該当する事例について記載された文書8名分、

② については、①の8名のうち2名に係る経歴を開示した。また、ほかの6名については、国立大学法人の経営協議会学外委員就任時の所属部署と役職、その役職に就いた年度を開示したが、その余の経歴に係る文書は、人事に関する情報であり、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、個人に関する情報であって、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および3号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から「開示されなかった6名についても、NHK入局後の職歴・経験等がわかる情報を開示くださるよう」として、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、職員の異動・昇進歴を記した資料が該当すると捉えるが、これは人事の機微に属するうえ、NHKの経営戦略につながる考え方が反映された情報であり、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがある。また、どのような異動・昇進を経てきたかは、当該職員とすればプライバシー性を有する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある。よって、再検討の求めの文書は、規程第8条1項1号および3号に該当し、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、いずれも規程第8条1項1号および3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成30年7月5日（第261回審議委員会）

第807号 諮問、審議、答申